

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

コナミグループ株式会社

2026 年 4 月 1 日

2026年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書類

東京都中央区銀座一丁目11番1号  
コナミグループ株式会社  
代表取締役社長 東尾 公彦

コナミグループ株式会社（以下、「当社」といいます。）及びコナミリアルエステート株式会社（以下、「消滅会社」といいます。）は、2026年2月19日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

#### 2. 消滅会社における手続の経過

##### (1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

消滅会社は、当社の100%子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありませんでした。

##### (2) 新株予約権買取請求の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、当該事項はありません。

##### (3) 債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社は、会社法第789条に基づき知れたる債権者に対し個別催告を行うとともに、本合併に関する官報公告を行いました。異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

#### 3. 当社における手続の経過

##### (1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

会社法第796条第3項を満たす反対株主はいませんでした。また、株式買取請求に関しまして、本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議申述の手続の経過

当社は、2026年2月27日、本合併に関する異議申述の公告を官報及び電子公告に掲載いたしましたが、異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

4. 当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である2026年4月1日をもって、消滅会社から資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 消滅会社が本店に備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 変更登記日

当社は、2026年4月1日に変更登記申請を行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙（消滅会社が本店に備え置いた書面）

# 吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

コナミグループ株式会社

コナミリアルエステート株式会社

2026 年 2 月 27 日

2026年2月27日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都中央区銀座一丁目11番1号  
コナミグループ株式会社  
代表取締役社長 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目11番1号  
コナミリアルエステート株式会社  
代表取締役社長 東尾 公彦

コナミグループ株式会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）とコナミリアルエステート株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026年2月19日付で吸収合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記の通りです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併であり、吸収合併存続会社は会社法第362条第4項第1号に基づき取締役会の決議により、吸収合併消滅会社は会社法第319条に基づく株主総会の書面決議により、それぞれ本契約を承認しております。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収合併存続会社

###### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

###### ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負債その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

##### (2) 吸収合併消滅会社

###### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

###### ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負債その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

#### 6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

## 合併契約書

コナミグループ株式会社(以下「甲」という。)とコナミリアルエステート株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併(以下「本吸収合併」という。)し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

#### (1) 吸収合併存続会社

商号 コナミグループ株式会社

本店 東京都中央区銀座一丁目11番1号

#### (2) 吸収合併消滅会社

商号 コナミリアルエステート株式会社

本店 東京都中央区銀座一丁目11番1号

### 第2条 (効力発生日)

本吸収合併がその効力を発生する日(以下「効力発生日」という。)は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、この期日を変更することができる。

### 第3条 (合併に際して発行する株式)

甲は、本吸収合併による新株の発行を行わない。

### 第4条 (増加すべき資本金及び準備金等)

甲は、本吸収合併に際し、資本金及び資本準備金の増加を行わない。

### 第5条 (合併承認手続)

甲は、会社法第362条第4項第1号に基づき取締役会の決議により、本契約を承認するものとする。なお、甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の要件を満たすため、株主総会の承認決議は行わない。

乙は、会社法第319条に基づく株主総会の書面決議により、本合併契約を承認するものとする。

#### 第6条（会社財産の引継）

乙は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第7条（合併交付金）

甲は、合併に際して合併交付金を支払わない。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（従業員の処遇等）

甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲乙協議の上、これを決定する。

#### 第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙による合併の承認又は法令に定める本契約の履行に必要な関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙は各自記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2026年 2月 19日

甲 東京都中央区銀座一丁目11番1号  
コナミグループ株式会社  
代表取締役社長 東尾 公彦

乙 東京都中央区銀座一丁目11番1号  
コナミリアルエステート株式会社  
代表取締役社長 東尾 公彦

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	(139,367,874)	( 負 債 の 部 )	(117,155,670)
流 動 資 産	1,992,924	流 動 負 債	2,279,769
現金及び預金	1,264,899	一年以内返済予定の長期借入金	1,430,400
前払費用	146,299	未払金	53,031
未収入金	280,832	未払費用	287,559
未収法人税等	248,643	未払法人税等	605
未収消費税等	20,560	前受収益	508,172
仮払金	28,579		
その他	3,109		
固 定 資 産	137,374,949	固 定 負 債	114,875,901
有形固定資産	118,980,960	長期借入金	114,857,900
建物	15,195,975	長期預り保証金	18,001
建物付属設備	4,668,618		
構築物	268,583	( 純 資 産 の 部 )	(22,212,203)
機械装置	273,611	株 主 資 本	22,212,203
工具器具備品	507,615	資 本 金	20,000
土地	77,860,264	資 本 剰 余 金	16,846,800
建設仮勘定	20,206,292	その他資本剰余金	16,846,800
無形固定資産	516	利 益 剰 余 金	5,345,403
利 用 権	516	利 益 準 備 金	9,600
その他	0	その他利益剰余金	5,335,803
投資その他の資産	18,393,472	繰越利益剰余金	5,335,803
出 資 金	18,000,000		
長期前払費用	44,711		
繰延税金資産	348,760		
合 計	139,367,874	合 計	139,367,874

# 損益計算書

〔 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,553,486
売 上 原 価		2,784,048
売 上 総 利 益		2,769,437
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,578
営 業 利 益		2,761,859
営 業 外 収 益		
雑 収 入	23,265	23,265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,288,825	
為 替 差 損	51	
雑 損 失	156	1,289,032
経 常 利 益		1,496,091
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,211	
固 定 資 産 圧 縮 損	23,206	
地 中 障 害 物 除 去 損 失	1,412,131	1,436,548
税 引 前 当 期 純 利 益		59,542
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△40,646	
法 人 税 等 調 整 額	48,861	8,214
当 期 純 利 益		51,328